

流 情 個 審 答 申 第 1 号

平成 23 年 6 月 13 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会
会長 川島 祥光

日本年金機構（松戸年金事務所）からの個人情報の提供依頼に係る審査会の意見について（答申）

流山市個人情報保護条例第8条第5号の規定に基づき、平成23年4月15日付け流高第21号で当審査会に意見を求められた、日本年金機構に対して本市の年金受給者の個人情報を提供することについては、年金受給権者の現況確認及び年金給付の適正化を図ることを目的としており、公益上の必要があると判断し適当なものと認めます。

なお、意見を求めた事項の運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう十分に配慮し、必要な調査をするなど安易な情報提供を行わないようされたい。

また、情報提供に当たっては、必要最小限の項目にとどめることとされたい。